

転出に伴う諸手続きについて

手 続 項 目	吉 野 町 で の 手 続	担 当 課	新 住 所 で の 手 続
印鑑登録 をしている方	転出(予定)日をもって廃止されます ので、印鑑登録証を返還してください。	町民税務課 ①番	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きを してください。
マイナンバー(個人番号) カードをお持ちの方	転出先でも引き続きご利用いただけ ます。	町民税務課 ①番	継続利用される方は、転入手続きの際 カードを持参し、継続手続きをしてくだ さい。
国民健康保険 に加入している方	喪失届をして、資格確認書を返還し てください。	町民税務課 ②番	新たに加入の手続きをしてください。 詳しくは窓口でお尋ねください。
国民年金 に加入している方	特に手続きはありません。	町民税務課 ②番	特に手続きはありません。
国民年金 を受給している方	特に手続きはありません。	町民税務課 ②番	年金受給権者住所変更の届出をしてく ださい。届出用紙については窓口で お尋ねください。
後期高齢者医療 に加入している方	喪失届をして、資格確認書を返還し てください。 還付申請書を提出してください。	町民税務課 ②番	新たに手続きが必要です。 負担区分等証明書が必要な場合があり ますので、詳しくは窓口でお尋ねください。
身障・子ども・ひとり親・ 精神医療証 をお持ちの方	喪失届をして、医療証を返還してく ださい。	町民税務課 ②番	新たに手続きが必要です。 課税証明書が必要な場合がありますの で、詳しくは窓口でお尋ねください。
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受給している方	担当課にご連絡ください。	町民税務課 ②番	新たに手続きが必要です。 課税証明書が必要な場合がありますの で、詳しくは窓口でお尋ねください。
介護保険 に加入している方	喪失届をして、被保険者証を返還し てください。 還付申請書を提出してください。	長寿福祉課 0746-32-8856	新たに手続きが必要です。 詳しくは窓口でお尋ねください。
介護認定 を受けている方	介護保険受給資格証明書の交付を 受けてください。	長寿福祉課 0746-32-8856	介護保険受給資格証明書を持参して、 認定申請の手続きをしてください。
障害支援区分 認定を受けている方	障害支援区分認定証明書の交付を 受けてください。	長寿福祉課 0746-32-8856	障害支援区分認定証明書を持参して 認定の手続きをしてください。
妊婦健康診査補助券 をお持ちの方	補助金の使用ができなくなります。 転出届を行う際に補助券を返却して ください。	長寿福祉課 0746-32-0521	新たに手続きが必要です。 詳しくは窓口でお尋ねください。
障害者手帳をお持ちの方	特に手続きはありません。	長寿福祉課 0746-32-8856	障害者手帳を持参して転出先の市町村 窓口で住所変更手続きをしてください。
幼・保・こども園等・ 小・中学校 に在学(園)しているお子さん がいる方	各施設・学校・教育委員会にご連絡 ください。	教育委員会 0746-32-0190	転入学(園)の手続きをしてください。
飼い犬の登録	特に手続きはありません。	暮らし環境整備課 環境対策室 0746-32-9024	吉野町で発行した鑑札を持参して、新し い鑑札と交換して下さい。
小型バイク (125cc以下) をお持ちの方	標識交付証明書・ナンバープレートをお 持ちの上、廃車の手続きをしてくだ さい。	町民税務課 ③番	廃車済証明証・印鑑をお持ちの上、登録 の手続きをしてください。

※軽自動車及び2輪の小型自動車を廃車・譲渡・住所変更した場合は手続きが必要です。(奈良県内の場合)
 ◇軽4輪・軽3輪 軽自動車検査協会奈良事務所 050-3816-1845
 ◇2輪(125CC超250CCまで) 近畿運輸局奈良運輸支局 050-5540-2063

※世帯全部転出される方は上記以外に、下水道(Tel39-0402)・し尿(Tel32-9024)などの手続きが必要です。

吉野町役場 町民税務課
Tel 0746-32-3081